

江戸川区公契約条例 労働環境等の確保に係る 実施手続について

公契約条例制度説明会資料
令和3年9月24日(金)

説明会は緊急事態宣言下のため
中止とさせていただきます。

- 1 . 条例改正の経緯
- 2 . 改正の概要
- 3 . 条例の適用対象について
- 4 . 適用案件の受注者が行うこと
- 5 . 条例違反の場合の対応
- 6 . 労働報酬等審議会について
- 7 . 条例適用となる案件の流れ
- 8 . 労働報酬下限額を下回る場合
- 9 . 令和3年度労働報酬下限額一覧
- 10 . 労働環境等確認報告書について

1 . 条例改正の経緯

(1) 公共調達基本条例の制定 (平成 2 2 年 4 月)

公共調達における基本理念のほか、主に以下の目的を規定

- ・ 公共調達過程に関する施策の基本となる事項
- ・ 特定公共事業の実施手続 (学校改築事業を念頭に制度設計)
- ・ 公共調達における透明性・公正性・競争性の確保
- ・ 公共調達の適正な履行と良好な品質を確保
- ・ 区民の福祉の増進と地域社会の健全な発展

(2) 共生社会実現に向けた S D G s の取組の推進

江戸川区が目指す共生社会

多様性のある全ての人々が安心して自分らしく暮らせる社会

S D G s

誰一人取り残さない

ゴール 8

すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する

ゴール 1 2

持続可能な公共調達を促進する



1 . 条例改正の経緯

(3) 改正の検討

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により景気は厳しく、不透明な状況が続いています。
- ・ 区が目指す共生社会やSDGsの理念を踏まえると、労働者の賃金水準等を含めた労働環境等の確保に関する取組が求められています。
- ・ 特別区では7区で公契約条例を制定しています。
 - 公契約条例・ ・労働者の労働報酬下限額を設定し、受注者に対して下限額以上の賃金の支払いを求めたり、労基法などの法令遵守状況の確認を行うなどの規定を整備したもの
- ・ 労働報酬下限額の設定をはじめとした実施手続の規定の追加について検討を開始。
- ・ 他の先行自治体の取組や区民等の意見募集で寄せられた意見を参考に規定を整備しました。

2 . 改正の概要

(1) 主な改正内容

条例名を「公共調達基本条例」→「公契約条例」へ改正
基本理念に以下を追加

- ア．区内事業者の受注機会確保
- イ．労働環境等の確保により雇用の安定への配慮
- ウ．性別、性的指向、性自認、国籍、障害の有無等といった多様性への配慮

労働報酬下限額を設定

対象契約に定める事項（詳細はP．9～12）

- ア．受注者の労働報酬下限額以上の支払い
- イ．受注者の連帯責任
- ウ．労働環境等確認報告書の提出等
- エ．労働報酬下限額等についての労働者等への周知 など

労働報酬等審議会の設置

その他に労働者等の申出、報告の求め・立入調査、是正措置、契約解除などについて規定

2 . 改正の概要

(2) 施行期日

令和3年10月1日

前記(1)の と は公布の日 (R 3.6.30) から施行

P . 7 の条例の適用範囲となる案件のうち、令和3年10月1日 (施行日) 以降に公告、指名、プロポーザルの公募等を行う案件から適用されます。

3 . 条例の適用対象について

(1) 対象となる契約の適用範囲

種別	適用範囲	適用範囲の設定理由
工事	<u>予定価格（税込） 1億8千万円以上</u>	多くの下請又は労働者を必要とする大規模工事を対象とし、議会の議決を要する金額を基準としたため。
委託	<u>予定価格（税込） 4千万円以上</u>	委託の業種で区別はせず、委託金額が高額である案件は、施設の規模が大きい、従事する労働者が多い傾向にあるため。
指定管理 協定	<u>すべて</u>	指定管理は人件費の占める割合が高いと考えられ、条例の実効性を高めるため。

- 1 施行日以降に公告、指名、プロポーザルの公募等を行う案件から適用
- 2 総価契約のみ対象
- 3 入札、随意契約などの方法に関わらず適用
- 4 契約の相手方が国や地方公共団体、その他区長が認めたものは対象外

3 . 条例の適用対象について

(2) 対象となる受注者等の範囲

受注者等	適用範囲
受注者	区と契約を締結する者（契約書・協定の乙欄にあたる者）
受注関係者	・ 下請事業者や再委託先 ・ 受注者や受注関係者に労働者を派遣する労働者派遣会社

(3) 対象となる労働者等の範囲

- ・ 受注者等に雇用され、対象案件に従事する労働者
- ・ 一人親方（建設業などで労働者を雇用せず、自分自身や家族などだけで事業を行う事業主）

労働者等に該当しない者

家族経営の事業所に使用される者等 労働基準法第9条に該当しない者（ボランティア、会社役員等） 最低賃金の減額の特例を受ける者 対象案件に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者等） 現場代理人、主任技術者等
対象案件に従事した時間が1か月当たり30分未満の者

4 . 適用案件の受注者が行うこと

(1) 労働報酬下限額 () 以上の賃金等の支払い

受注者は、対象契約に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の報酬を支払う必要があります。

労働報酬下限額

- ・労働者等へ支払う賃金等の下限となる 1 日又は 1 時間当たりの額。
- ・公共工事設計労務単価 ()、区職員 (会計年度任用職員) の給与などを勘案の上、労働報酬等審議会の意見を聴き、区長が決定します。
- ・工事 = 5 1 職種 (普通作業員、とび工、交通誘導警備員 等)
- ・委託・指定管理協定 = 1 職種

公共工事設計労務単価

公共工事の工事費の積算に用いる単価。

農林水産省と国土交通省が、毎年、公共工事に従事する労働者の県別賃金を職種ごとに調査の上、定めています。

4 . 適用案件の受注者が行うこと

(2) 受注関係者との連帯責任

受注者は、受注関係者が労働者等に支払った報酬が、労働報酬下限額未満の場合、受注関係者と連帯して、その差額が支払われるようにする必要があります。

(3) 労働環境等確認報告書の提出

受注者は、労働環境等の適正性を確認するための書面（労働環境等確認報告書）を作成し、区長へ報告する必要があります。

報告書の主な内容はP . 2 3 ~ 2 4 を参照してください。

< 報告書の提出時期 >

ア . 契約締結後、速やかに提出

イ . 履行終了の1か月前を目安に、アで提出した内容どおりに実施できたかどうかを報告

提出先

工事・委託契約	契約係
指定管理協定	主管課担当係

4 . 適用案件の受注者が行うこと

(4) 労働者等への周知

受注者は、対象契約に係る業務を実施する場所の見やすい箇所への掲示や書面交付などの方法で、 から に掲げる事項を労働者等に周知する必要があります。

条例が適用される労働者等の範囲

労働報酬下限額

労働者等が申出をする場合の申出先（区または受注者等）

申出をしたことを理由に、解雇、その他不利益な取扱いを受けないこと

掲示物や周知用チラシの見本を区のホームページにワード形式で掲載しています。適宜編集してご利用ください。

4 . 適用案件の受注者が行うこと

(5) 区長からの報告の求めや立入調査等への対応

受注者は、労働者等から申出があったときその他条例に定める事項の履行状況等を確認するため、区長から求められた報告、資料の提出、立入調査に応じる必要があります。

(6) 受注関係者への依頼

受注者は、受注関係者との契約において次の 及び を定めてください。

受注関係者は、対象契約に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならないこと

(5) に基づき区長から調査等の協力の求めがあった場合、その求めに応じるよう努めること

5 . 条例違反の場合の対応

(1) 報告の求め等及び立入調査、是正措置

- ・ 区長は労働者等から申出があったとき、その他必要があるときは、受注者に対して報告や資料を求めたり、事業所への立入調査を行うことができます。
- ・ 調査の結果、条例違反が認められるときは、受注者に対して是正措置を命じることとなります。

(2) 契約解除

- ・ 受注者が、(1) で求められた報告、資料の提出をしない、立入調査を拒む、是正措置を講じないなどの場合は、契約解除をすることができます。
- ・ 解除をした場合は、その旨をホームページ等で公表します。
- ・ 解除により区に損害が生じた場合、損害賠償請求ができます。

6 . 労働報酬等審議会について

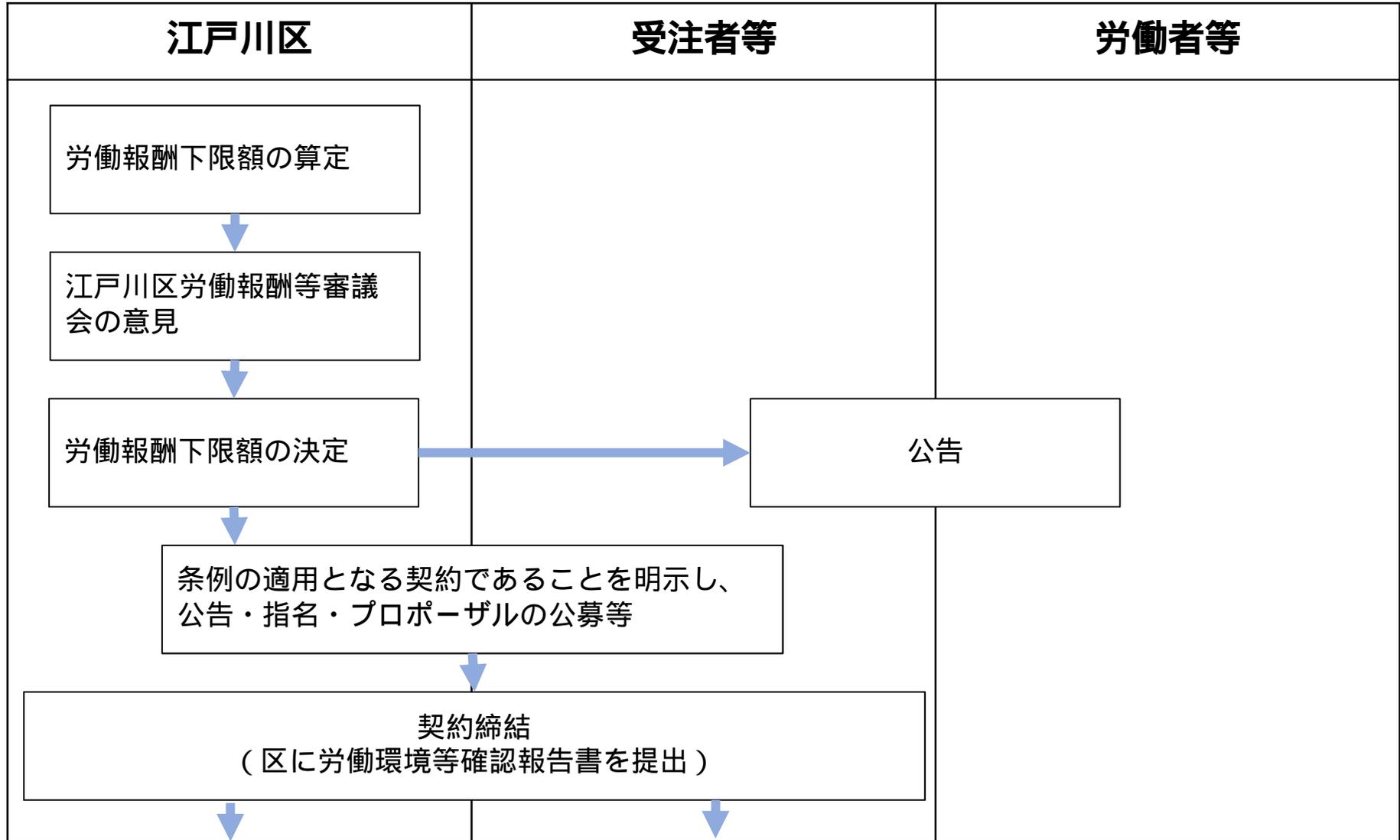
(1) 審議会の審議事項

労働報酬下限額等に関する調査審議

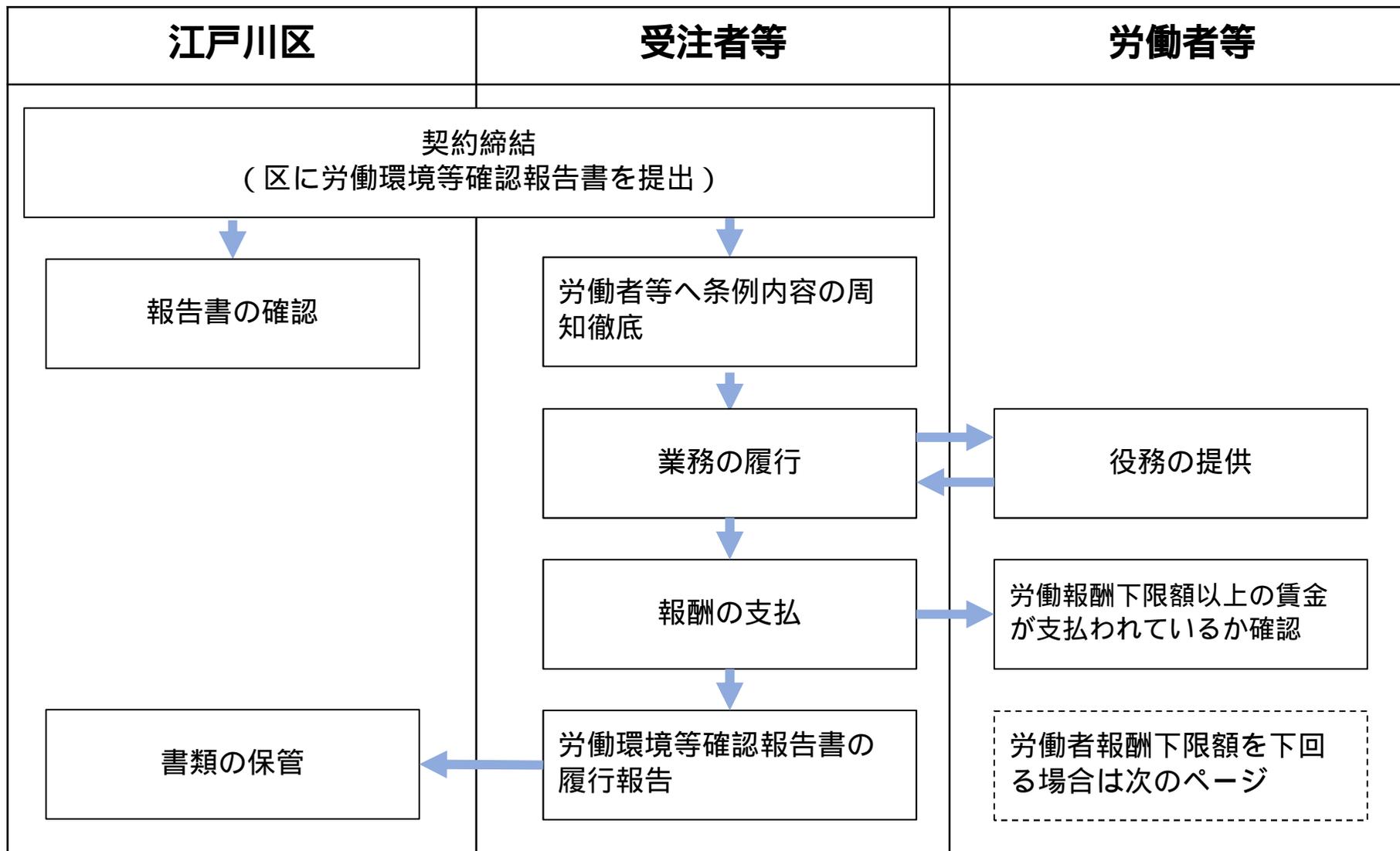
(2) 審議会委員の構成

- ・ 6 名以内で構成
学識経験者 2 名以内、事業者の代表 2 名以内、労働者の代表 2 名以内
- ・ 区長が委嘱します。
- ・ 任期は 2 年。ただし再任は妨げません。

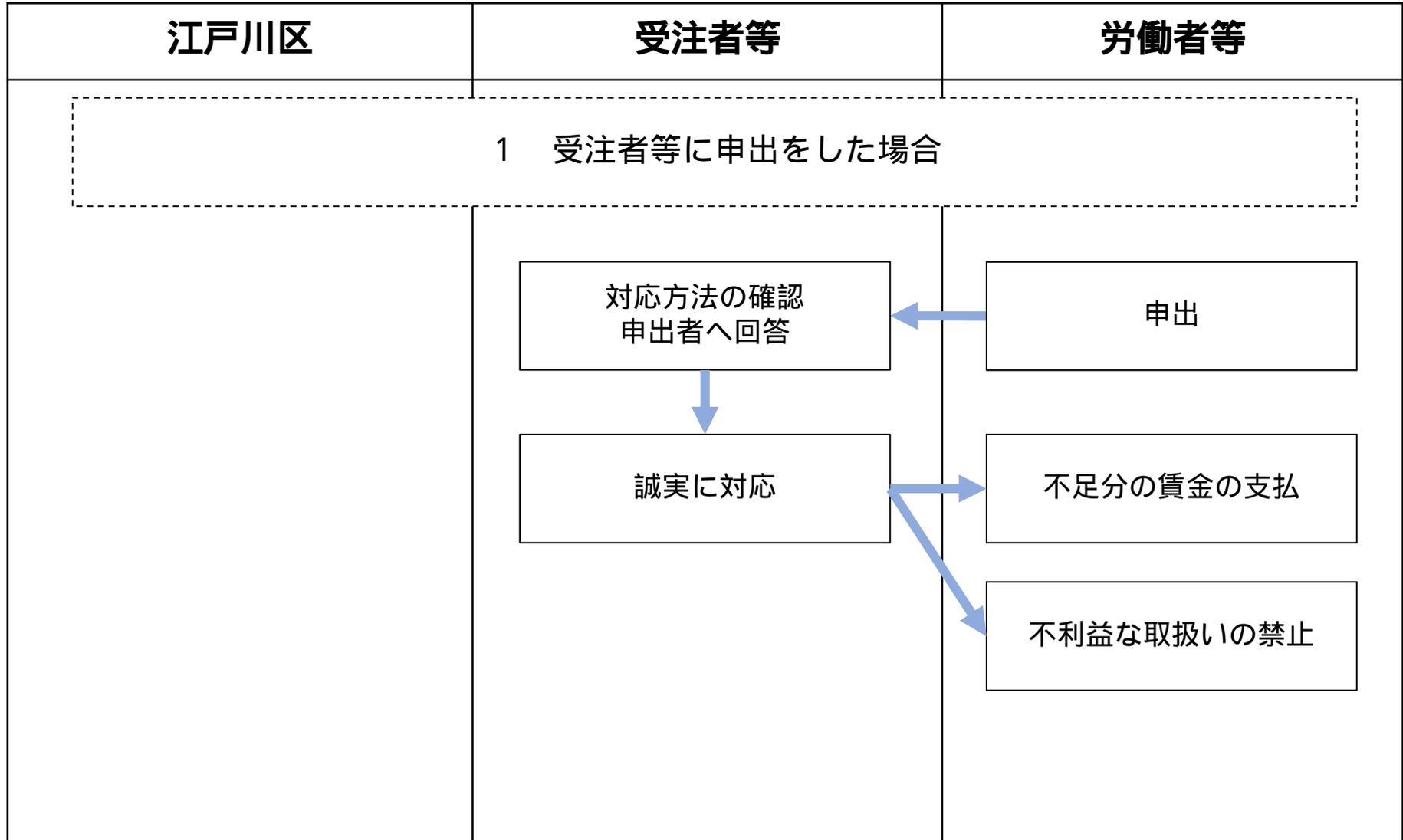
7. 条例適用となる案件の流れ



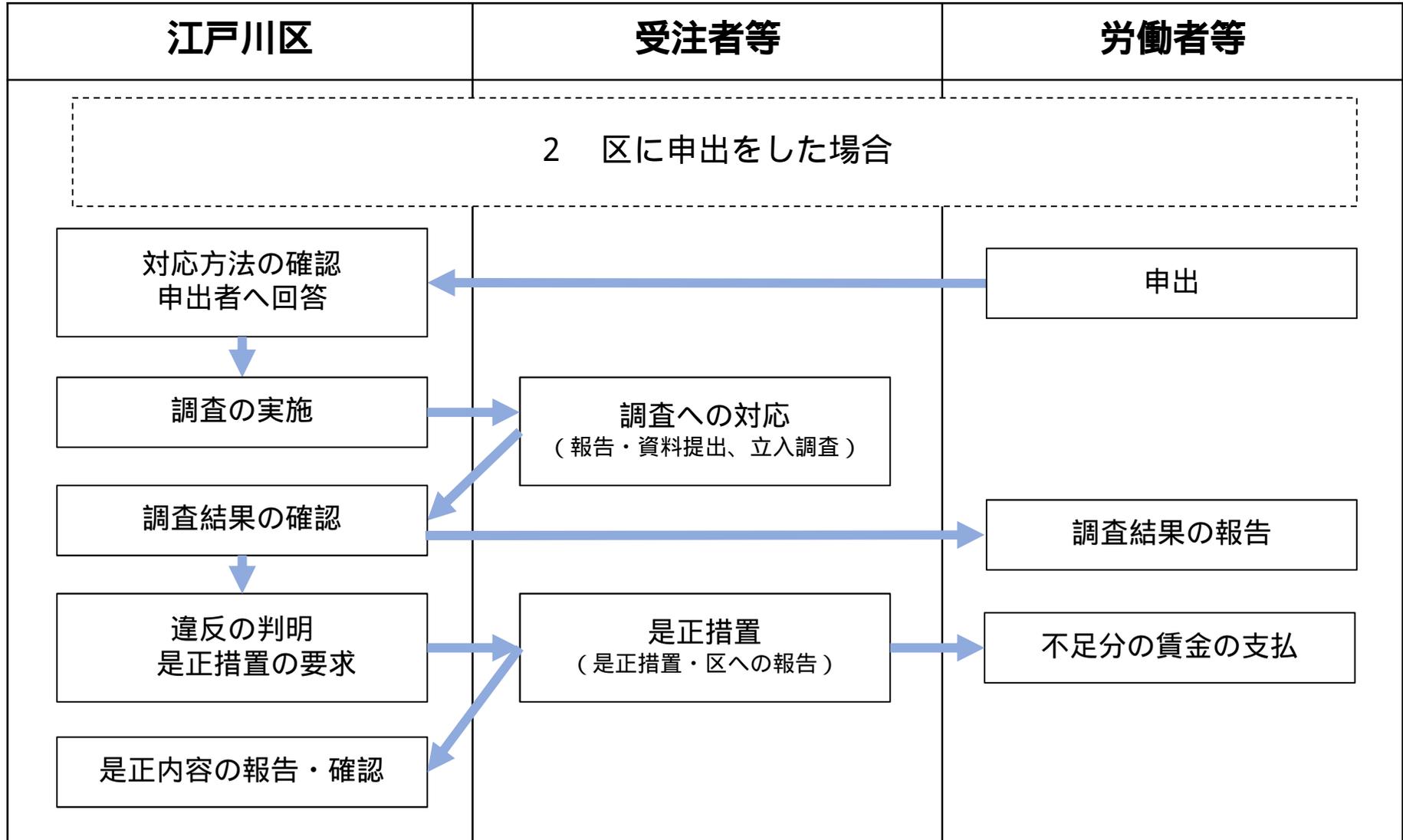
7 . 条例適用となる案件の流れ



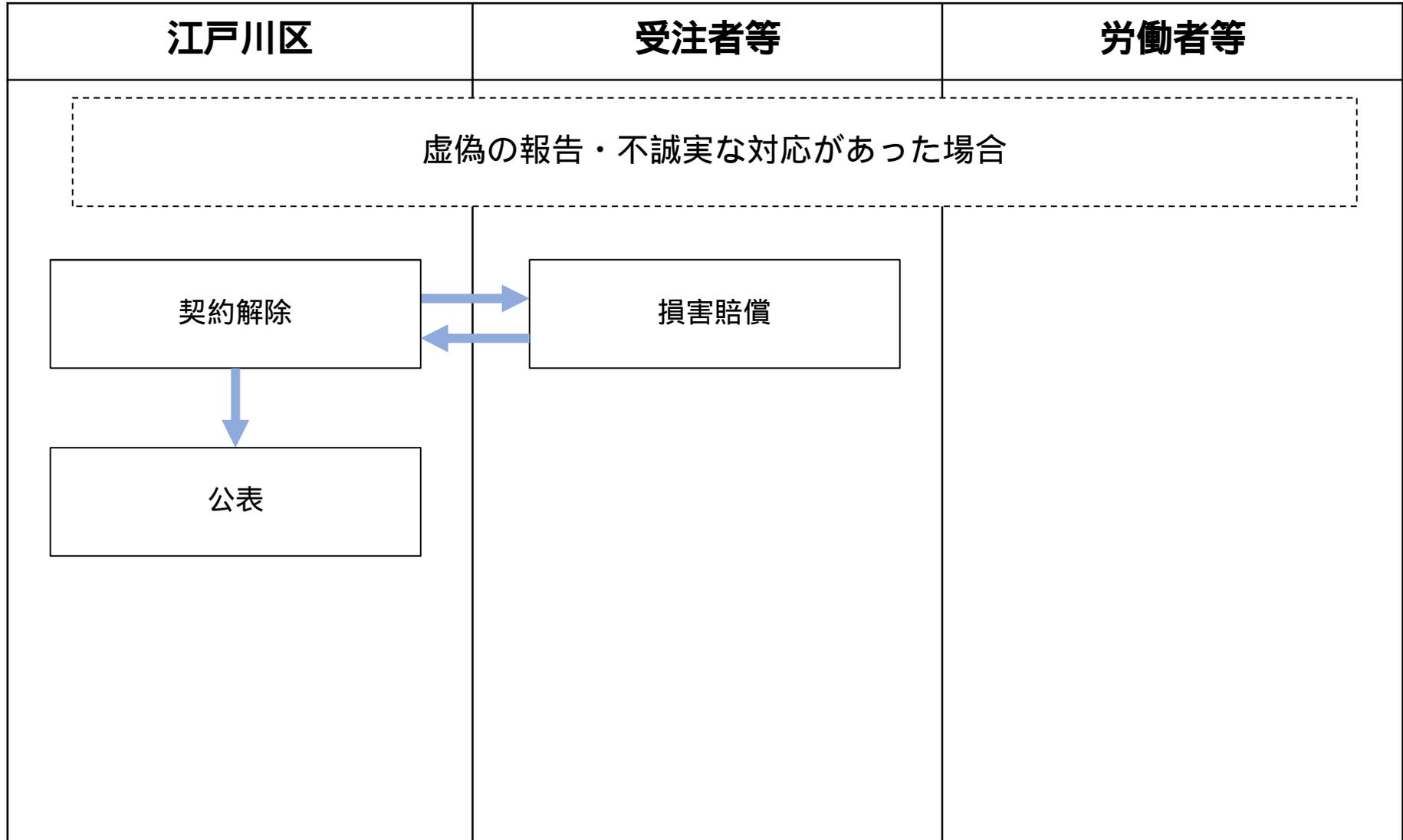
8 . 労働報酬下限額を下回る場合



8 . 労働報酬下限額を下回る場合



8 . 労働報酬下限額を下回る場合



9 . 令和3年度労働報酬下限額一覧

(1) 工事請負契約 (単位：円 1日当たり)

ア．熟練労働者・一人親方

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	22,230	14	運転手(特殊)	22,140
2	普通作業員	19,440	15	運転手(一般)	18,270
3	軽作業員	14,040	16	潜かん工	27,360
4	造園工	19,440	17	潜かん世話役	32,220
5	法面工	24,390	18	さく岩工	27,810
6	とび工	25,110	19	トンネル特殊工	26,460
7	石工	24,570	20	トンネル作業員	22,320
8	ブロック工	22,770	21	トンネル世話役	30,240
9	電工	23,130	22	橋りょう特殊工	27,360
10	鉄筋工	24,840	23	橋りょう塗装工	28,080
11	鉄骨工	23,130	24	橋りょう世話役	32,040
12	塗装工	26,280	25	土木一般世話役	22,950
13	溶接工	28,170	26	高級船員	27,450

9 . 令和3年度労働報酬下限額一覧

(1) 工事請負契約 (単位:円 1日当たり)

ア. 熟練労働者・一人親方

	職 種	労働報酬下限額		職 種	労働報酬下限額
27	普通船員	21,690	40	タイル工	21,031
28	潜水士	37,260	41	サッシ工	23,130
29	潜水連絡員	26,280	42	屋根ふき工	15,260
30	潜水送気員	25,650	43	内装工	25,200
31	山林砂防工	24,210	44	ガラス工	23,130
32	軌道工	42,030	45	建具工	22,364
33	型わく工	23,670	46	ダクト工	20,610
34	大工	23,040	47	保温工	20,430
35	左官	24,930	48	建築ブロック工	21,697
36	配管工	21,150	49	設備機械工	20,700
37	はつり工	22,590	50	交通誘導警備員A	14,040
38	防水工	26,910	51	交通誘導警備員B	12,510
39	板金工	25,740			

9 . 令和3年度労働報酬下限額一覧

(1) 工事請負契約

イ . 熟練労働者・一人親方以外の労働者

1日当たり 10,920円

(2) 業務委託及び指定管理協定

1時間当たり 1,050円

ただし、所在地が江戸川区外にある施設の指定管理協定については、各施設が所在する県の最低賃金法で定められている地域別最低賃金額が労働報酬下限額となります。

10．労働環境等確認報告書について

(1) 報告書の主な内容

ア．労働条件に関する事項

就業規則、労働条件の明示、労働時間等、帳簿、賃金

イ．安全衛生に関する事項

安全衛生管理体制、健康診断、安全教育

ウ．社会保険に関する事項

エ．下請負先（再委託先）への要請

オ．労働環境等をさらに向上させる取組

ワークライフバランス

確認事項は工事が17項目、委託・指定管理協定が15項目です。各項目について「はい・いいえ」をつけて回答してください。項目によっては「対象外」の選択肢もあります。

10 . 労働環境等確認報告書について

(2) 確認事項の例

就業規則を法令に準じて適正に作成し、労働基準監督署に届出をしている。

労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働並びに年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。

江戸川区長が告示した労働報酬下限額以上の賃金等を支払っている。

安全管理者等に対し、安全教育の実施等をしている。

労働保険及び社会保険の加入手続を適正に行っている。

下請負先（再委託先）の労働者等に労働報酬下限額以上の報酬が支払われるよう、当該下請負先（再委託先）に要請等を行っている。

確認結果が「いいえ」の場合は、その理由及び改善予定等を記入していただきます。